

こんなときは	届出に必要なもの
富山県外から立山町へ転入するとき	転出先で負担区分証明書をもって、転入時立山町へ持参してください。
立山町から転出される時(転出先が富山県内)	資格確認書等※を回収しますので持参してください。
立山町から転出される時(転出先が富山県外)	負担区分証明書を交付しますので資格確認書等を持参してください。
死亡したとき	喪主様名義の通帳、資格確認書等、喪主様の分かる書類(会葬礼状、葬儀代領収書等)(葬祭費として3万円支給します。)
生活保護を受け始めたとき(停止になったとき)	資格確認書等を回収。(資格確認書等を発行)
資格確認書等を紛失・破損などしたとき	被保険者(代理人の場合は委任状が必要な場合もあり)の身分を証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
住民税非課税世帯(世帯全員)に属する被保険者入院する場合(限度額適用・標準負担額減額認定の申請)	長期入院該当の可能性がある場合は、直近の領収書、資格確認書等
厚生労働省が指定する特定疾病(慢性腎不全・HIV感染症など)の認定を受けたとき	医師の診断書、資格確認書等(自己負担限度額が月1万円となります)
一定の障害がある65歳以上の方で後期高齢者医療被保険者としての認定を受けようとするとき	障害の状態を確認できるもの(証書・手帳など)、資格確認書等(国保・健保など)
一定の障害がある65歳以上の方で後期高齢者医療被保険者から脱退したいとき	障害の状態を確認できるもの(証書・手帳など)、資格確認書等
補装具を購入したとき	装着証明書、補装具等の領収書、資格確認書等、被保険者名義の通帳

※資格確認書もしくは資格情報のお知らせ

※その他詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 立山町役場 住民課 医療保険係

TEL 076-462-9956